

株式会社プライムアーク
「Japan VISA and Employment Consulting Club」
会員規約

第1条（適用範囲）

本規約は株式会社プライムアーク（以下「当社」という）が企画・運営する「Japan VISA and Employment Consulting Club」（以下「本クラブ」という）を通じて提供する有料のサービス（以下「本サービス」という）の利用・申込に関し適用するものとします。

第2条（会員）

1. 会員とは、本規約を承諾し、当社所定の入会手続きをし、第4条に定める入会金・会費の支払いにより当社が入会を承認した法人・個人をいいます。
2. 本サービスの利用対象範囲は、会員の役員及び正社員とします。パートタイマー、アルバイト及び派遣社員等は、本サービスの利用対象外とします。
3. 会員は、その資格や地位を第三者に譲渡、貸与等を行うことはできません。
4. 会員種別は「会員」と「プレミアム会員」があり、第10条のとおり提供するサービスの内容が異なります。また、第4条で定める年会費の金額が異なります。

第3条（入会）

本クラブへの入会を希望する場合は、当社所定の入会申込書に記名の上、入会を申し込むものとします。また、当社が申込を受け、当社が承認した場合に入会できるものとします。また、入会手続きを完了した時点で本規約の内容を全て承諾しているものとみなします。なお、第7条に該当する法人又は個人は、原則として入会は認めないものとします。

第4条（入会金・会費及び受講料）

1. 会員は、別途定める入会金・会費を当社に支払うものとします。
2. 会員は、本サービスの利用にあたり別途受講料が必要となった場合は、入会金・会費の他に別途定める受講料を支払うものとします。
3. 会員は、入会金・会費及び受講料について当社が定める以下の方法で支払うものとします。なお、支払いに伴う振込手数料、海外送金手数料等は、会員の負担とします。
 - (1) 当社が指定する金融機関の口座への振込または海外送金
 - (2) その他当社が指定する方法による支払

4. 会員種別の「会員」から「プレミアム会員」へのアップグレードは年度途中のいつでもできるものとし、その時点で会員は差額分の年会費が当社に支払うものとし、ただし、年度途中における「プレミアム会員」から「会員」へのダウングレードの場合は、差額分の年会費の返還はしないものとし、

第5条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は1年とし、会員からの第6条所定の退会の申出、または第7条に定める会員資格の喪失に該当しない場合は、その会員資格は更に1年毎に自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第6条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続により退会することができます。
2. 前項による退会時に未払いの会費及び受講料がある場合には、会員は、退会後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとし、
3. 前項による退会が年度途中における場合は、会費の返還はしないものとし、

第7条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかひとつに該当する場合は、当該会員の会員資格は喪失するものとし、また、会員資格の喪失時に未払いの会費及び受講料がある場合には、会員は、喪失後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとし、

1. 会員が会費、または受講料の支払いを遅滞した場合
2. 会員が本規約に違反した場合
3. 会員が本クラブの名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
4. 会員が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
5. 会員について支払停止または破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算等の開始の申立があった場合
6. 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

7. 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

8. その他当社が会員として不適当と判断した場合

第8条（会員情報）

当社は、会員が登録した情報及び会員による本サービスの利用履歴等の情報（以下「会員情報」という）を適正に管理することに努めます。

第9条（届出）

会員は、登録した会員情報に変更が生じたとき、または第7条5号の事態が発生したときは、遅滞なく当社に届出をするものとします。

第10条（サービスの提供）

会員とプレミアム会員で提供するサービスの内容が異なります。サービスの違いは次の1号及び2号のとおりです。

1. 会員に対して提供する本サービスの内容は、以下のものとします。
 - (1) 電話、メールでの外国人の出入国及び在留についての相談
 - (2) メール等による出入国管理及び難民認定法改正内容、外国人在留情報等の情報提供
 - (3) 当社が主催、共催するセミナー等への割引料金による参加
 - (4) 外国人材の紹介及びあっせんに関する相談
 - (5) その他

2. プレミアム会員に対して提供する本サービスの内容は、以下のものとします。
 - (1) 面談、電話及びメールでの外国人の出入国及び在留についての相談
 - (2) メール等による出入国管理及び難民認定法改正内容、外国人在留情報等の情報提供
 - (3) 当社が主催、共催するセミナー等への割引料金による参加
 - (4) 外国人材の紹介及びあっせんに関する相談
 - (5) その他
3. 当社が提供するサービスの内容は、その正確性・完全性・有用性等について相当の注意をもって収集した情報ですが、当社は、それを保証するものではありません。これらの情報は、会員の自主的判断をもって利用するものとします。
4. 当社が提供するサービスは、適宜見直しを行い、新設、その一部について中止ないし中断することがあります。

第 11 条（知的財産権）

1. 本クラブのサービスで提供する情報等に関する著作権などの知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 会員は、複製、販売その他いかなる手段によっても、本クラブのサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、退会後であっても適用されるものとします。

第 12 条（免責）

当社は、以下の場合にあっても一切責任を負わないものとします。

1. 会員が、本クラブのサービスに基づいて損害を受けた場合
2. 停電、天災等の不慮の事態等の理由により本クラブのサービスに中断、遅滞等が発生し、その結果として会員が損害を受けた場合

第 13 条（規約の変更）

1. 当社は、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本規約を変更した場合、当社ホームページに掲示するほか、会員に対して適宜の方法により通知するものとします。なお、規約はホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとします。

第 14 条（準拠法、及び専属的合意管轄裁判所）

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は 2019 年 6 月 1 日より実施します。

株式会社プライムアーク
「Japan VISA and Employment Consulting Club」
利用手続き

第1条（趣旨）

この利用手続き（以下、「本利用手続き」という）は株式会社プライムアーク（以下「当社」という）が企画・運営する「Japan VISA and Employment Consulting Club」（以下「本クラブ」という）の利用において、別途定められた会員規約に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（入会資格）

原則として日本国内又は海外にある法人（会社、団体等）とします。
但し、個人事業主についても、個別に審査の上で入会対象とする場合があります。

第3条（入会方法）

入会お申込用紙に必要事項をご記入の上、当社まで郵送、メール送信もしくはFAXにてお送りください。当社で審査のうえ、入会金、年会費の請求書を郵送又はメール送信いたします。入会金・年会費のご入金を確認した後に、入会完了とさせていただきます。

第4条（入会金・年会費）

1. 入会金・年会費は下記に定める通りです。また、関連会社による入会は法人ごとの手続きとさせていただきます。

Japan VISA and Employment Consulting Club 入会金（円・消費税込み）

	入会金	
	プレミアム会員	会員
1 法人ごと	55,000	55,000

2. 年会費

会員は年会費を当社に毎年支払うものとします。年会費の額は下記に定める通りです。

Japan VISA and Employment Consulting Club 年会費（円・消費税込み）

	年会費	
	プレミアム会員	会員
1 法人ごと	132,000	66,000

※年会費は入会月から1年間とします

第5条（会費支払い方法）

入会時の入会金と年会費は一括して振込むものとします。ただし、入会金と年会費について、当社がその他の方法による支払を認めた場合は、その方法によりお支払いいただくものとします。

第6条（入会によるサービス利用の開始時期）

入会申込書を送付いただき、当月月末（*1）までに入会金と年会費の入金を確認できた場合、入会申込書到着の翌月からのご利用とします。

（*1）土日・祝日の場合は直前の平日まで

第7条（退会）

毎月月末の営業時間終了までに書面による申出があった場合には、当月末日にて退会とします。一旦当社に支払われた会費は、理由の如何にかかわらず、返金されないものとします。また、お申し込みいただいたセミナー等を退会日以降にご利用される場合の受講料は非会員料金となります。

第8条（セミナーの利用）

会員は無料対象上限人数（*2）まで当社が主催するセミナーに無料で参加できます。1回のセミナーにつき無料対象上限人数（*2）を超えての参加者より、会員割引料金を適用し、有料とします。ただし、セミナーの内容によってはその限りではなく、別途受講料等が必要になる場合があります。その場合は会員割引料金の適用となり、ホームページやパンフレットにその旨記載いたします。

（*2）1回のセミナーにつき会員は2名まで、プレミアム会員は4名まで無料で受講できます。

第9条（キャンセル）

セミナーをキャンセルされる場合は、前営業日の午後3時までに連絡ください。キャンセルの頻度の多い会員には、本クラブの利用を制限する場合があります。

第10条（開催中止）

1. 最少施行人数に達しない場合等で開催をとりやめる場合があります。
2. 自然災害などを理由にセミナーを中止にする場合は、開催日前日の午後3時までにその旨ホームページに掲載を致します。その場合、交通費などのキャンセル料につきましてはお客様のご負担でお願い致します。

第 11 条（本利用手続きの変更）

1. 当社は、会員の同意なく本利用手続きの内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本利用手続きを変更した場合、当社ホームページに掲示するほか、会員に対して適宜の方法により通知するものとします。なお、本利用手続きはホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとします。

附則 本利用手続きは2019年6月1日より実施します。